令和5年高島市教育委員会第3回定例会会議録(要旨)

- 開催日時 令和5年3月22日(水)開会 午後2時00分 閉会 午後3時5分
- 2 開催場所 高島市役所新館 2階 教育委員会室
- 3 会議次第

教育長あいさつ

令和5年第2回定例会会議録の承認

令和5年第2回臨時会会議録の承認

会議録署名委員の指名

議第7号 高島市地域学校協働活動推進員の委嘱について

議第8号 高島市文化財保護審議会委員の任命について

議第9号 高島市図書館協議会委員の任命について

議第 | 0号 高島市立学校学校運営協議会委員の任命について

議第 | | 号 高島市立学校産業医の委嘱について

議第12号 高島市立学校の学校医、学校歯科医および学校薬剤師の委嘱について

議第 | 3号 令和5年度教育の重点(案)について

議第 | 4号 第 2期高島市スポーツ推進計画の策定について

報告第2号 令和5年3月高島市議会定例会一般質問の概要について

4 出席委員

上原教育長、田邊委員、川原林委員、橋本委員、髙木委員

5 事務局出席者

木下教育総務部長、饗庭教育指導部長、井上教育総務部次長(教育総務課長取扱)、山本教育総務部次長(市民会館長取扱)、小川社会教育課長、水口文化財課長、森本市民スポーツ課長、野崎国スポ・障スポ大会推進課長、玉木図書館長、岡部学校教育課長、山本学事施設課長、川越教育総務課参事、末綱同課主事

- 6 会議を傍聴した者 0人
- 7 議事の経過 別紙のとおり

議事の経過

開会 教育長が第3回定例会の開会を宣言

会議録の署名委員の指名 田邊委員、橋本委員

議題の公開/非公開 全て公開

議第7号 高島市地域学校協働活動推進員の委嘱について

【説 明】 小川社会教育課長

本件は、社会教育法第9条の7第 | 項および高島市地域学校協働活動推進員設置要綱第4条の規定に基づき、高島市地域学校協働活動推進員に次の者を委嘱することについて議決を求めるものである。

現在、地域と学校をつなぐコーディネーターとして活動いただいている高島市地域学校協働活動 推進員8名のうち、高島中学校区については、他の中学校区に先駆けて | 年早く活動にあたってい ただいており、今月末をもって2年の任期が終了することから、再度中村眞奈美氏を委嘱するもの である。中村氏におかれては、これまで6年間、推進員として、朝のあいさつ運動や九九の暗唱確 認など子どもたちを支援する活動に取り組まれてきた。また、今年度、子どもの読書活動推進のた めに地域ボランティアの方とともに設置した高島中学校区の「お話ルーム」の活動が評価され、文 部科学大臣表彰を受賞された。地域や学校からの信頼も厚く、適任者である。

任期は、令和5年4月 | 日から令和7年3月3 | 日までの2年間である。

【質疑等】 なし

【採 決】 可決

議第8号 高島市文化財保護審議会委員の任命について

【説 明】 水口文化財課長

この審議会では、高島市の文化財の保存および活用に関する重要事項についての調査・審議、また、文化財の指定についても審議を行っており、委員の委嘱にあたっては建造物や民俗、天然記念物などの専門知識のある方を任命することとなっている。

今回、委員候補者としては、現在就任中の委員8名全員の再任を考えている。理由としては、市 指定文化財への次期指定候補の協議や文化財施設の再編など、昨年度から継続して審議を行ってい る重要案件もあり、継続して審議を行っていただく必要があると考えているところである。

任期は、令和5年4月1日から令和7年3月31日までの2年間である。

【質 疑】 なし

【採 決】 可決

議第9号 高島市図書館協議会委員の任命について

【説 明】 玉木図書館長

本議案は、図書館法第 | 5条および高島市立図書館の設置および管理に関する条例第3条第2項の規定に基づき、下記のとおり高島市図書館協議会委員を任命することにつき、議決を求めるものである。現在、就任中の委員の任期が令和5年3月3 | 日をもって満了することから、資料に記載の | 1名を任命するもの。 | 1名のうち、 | 0名は再任、 | 名が新任となる。

委員候補者については、図書館法第 | 6条および同法施行規則第 | 2条に基づく基準により、学校教育および社会教育の関係者、家庭教育の向上に資する活動を行う者ならびに学識経験のある者の中から選任しており、高島市の図書館施策に対して、専門的な立場や高島市の実情に応じたご意見をいただけるものと考えている。

なお、任期は令和5年4月I日から令和7年3月3I日までの2年間である。

【質 疑】 なし

【採 決】 可決

議第10号 高島市立学校学校運営協議会委員の任命について

【説 明】 岡部学校教育課長

本議案は、高島市立学校学校運営協議会設置規則第2条の規定に基づき、次の者を高島市立学校 学校運営協議会委員に任命することにつき、議決を求めるものである。

委員候補者については、資料に記載のとおり、各小中学校合わせて | 4 0 名、うち、 | 号委員である対象学校の所在する地域の住民が 8 4 名、 2 号委員の対象学校の児童生徒の保護者が 3 | 名、3 号委員の対象学校を担当する地域学校協働活動推進員が 2 3 名、5 号委員のその他教育委員会が必要と認める者が 2 名である。

候補者は、地域とともにある学校づくりを目指すという観点から各学校長から推薦があった方々であり、3号委員である地域学校協働活動推進員には、担当地域における小中学校の委員を兼ねていただくこととなっている。

なお、任期は、令和5年4月1日から令和6年3月31日までである。

【質 疑】

〇田邊委員

質問だが、5号委員に関しては対象学校の所在する地域住民でなくてもよいのか。

○岡部課長

規則で「教育委員会が必要と認める者」としており、特に住所は限定していない。

〇上原教育長

マキノ中学校については、職場が高島市にあるということからして、特にご意見をいただけるとありがたいという意向があったこと、安曇川中学校については、次年度、学校としてこういう教育を積極的に進めたいという思いの中で意見を聴きたいという意向が強くあったということで、教育委員会として認めたというかたちになる。

【採 決】 可決

議第 | | 号 高島市立学校産業医の委嘱について

【説 明】 山本学事施設課長

本件は、高島市立学校に、教職員の健康管理等の業務を担っていただく医師として労働安全衛生 法第 | 3条第 2項に規定する産業医を置くこととし、本多医院の本多朋仁氏を委嘱するについて議 決を求めるものである。職務内容は、教職員の健康診断結果の分析、長時間労働・メンタルヘルス 対策に係る面談、相談等の業務を担っていただくこととしている。

任期は、令和5年4月1日から令和6年3月31日までである。

【質 疑】 なし

【採 決】 可決

議第 | 2号 高島市立学校の学校医、学校歯科医および学校薬剤師の委嘱について

【説 明】 山本学事施設課長

本件は、学校保健安全法第23条第3項の規定に基づき、高島市立学校の学校医、学校歯科医および学校薬剤師を委嘱することについて議決を求めるものである。

資料中の表は、委嘱する学校医、学校歯科医および学校薬剤師の一覧である。

職務内容について、学校医および学校歯科医においては、児童生徒の健康診断、学校保健に関する専門的見地からの指導・助言等としており、学校薬剤師においては、学校内の環境衛生に係る各種検査での立会いや、維持管理に関する指導・助言等を行っていただくこととしている。

任期は、令和5年4月1日から令和6年3月31日までである。

【質 疑】

〇田邊委員

所属等に記載がない方は、どういう方か。

〇山本学事施設課長

現在は薬局等に所属されているわけではないが、薬剤師免許をお持ちの方である。

【採 決】 可決

議第13号 令和5年度教育の重点(案)について

【説 明】 井上教育総務部次長

本件は、第2期教育大綱の効果的な推進を図るため、令和5年度における重点的な取り組みをま とめた、「令和5年度教育の重点」を作成することにつき、議決を求めるものである。

表紙の写真として、左上に今年度開校した市民大学におけるグループワークの様子、右上に高島学園の協働活動「お話しルーム」、左下に栗マラソン、右下に青少年活動のよえもん道場の写真を採用している。

まず、目標 I では、「2. 学校における I C T を活用した学び方の改革」については、3 つの項目に整理した。(I)では、「①情報活用能力の育成」を追加し、(2)では、「教職員の指導力の向上」を挙げ、教職員のニーズに応じた I C T 活用研修の実施や校内研修等の推進により I C T を活用した授業力の向上を図ることとしている。(3)では、「I C T 環境の整備」を挙げ、I C T 機器の適切な維持管理とサポート体制による安定的な運用を図ることとしている。

次に、目標2では、「1. 学校と地域が連携した教育の推進」の取り組みとして「①学校・地域連携カリキュラムを活用した、子どもの学びを支える協働活動の充実」を挙げている。また、「2. 新しい生涯学習機会の提供」を追加し、地域の特色を活かした学習活動に取り組み、学びを地域に生かせる人材を育成することとしている。「3. 家庭教育の推進」を追加し、家族間でもお互いを思いやり共に育つことができるよう、保護者等を対象に、関係部局と連携して学習会や講座を開催することとしている。「4. 読書活動の推進」においては、第2期教育大綱で掲げる方針に沿って項目の順番を整理するとともに、「(I)充実した図書館づくり」に向けた取り組みとして、ブックトークと今津図書館空調設備の更新工事を追加している。また、「5. 市民の参画と協働による文化振興」を追加し、優れた文化や芸術に触れる機会を提供するとともに、次世代への継承を目的に市内小中学校と連携した取り組みを行うこととしている。

次に、目標4では「2.文化財の保存、継承」の取り組みとして、新たに2事業と協議会活動支援を挙げ、「3.文化財の魅力の発信、活用」の取り組みとして「①資料館および中江藤樹記念館での企画展の開催」と「③『高島市文化財保存活用地域協議会』による文化財の保存活用」を挙げている。

次に、目標5では、「I. 生涯スポーツの推進」の取り組みとして、「第2期高島市スポーツ推進計画」に基づき、スポーツを「する」「みる」「ささえる」「しる」ための環境づくりを関係団体と連携して取り組むこととしている。「2. 国民スポーツ大会・全国障害者スポーツ大会への取り組み」では、「②リハーサル大会・本大会協議会場等の設計」を追加し、「3. スポーツ施設の利用環境の向上」として安全性の確保と利用環境の向上を図るため、各施設の利用状況や市民のニーズなどを考慮しながら、経年劣化に伴う社会体育施設の維持補修を行うこととしている。

主なものとして3施設の改修工事等を挙げている。説明は、以上である。

【質 疑】

〇橋本委員

質問ですが、目標 I - 2. -(2)-②にある「情報活用能力の育成」について、具体的に授業の中でどういう力をつけさせることを目標としているか、わかる範囲で教えてほしい。

○岡部学校教育課長

現在、 I 人 I 台のタブレット端末の導入から、各校でかなりさまざまな活用を進めていただいているところである。導入当時は、文字の入力ができるかどうかというところから進めてきたが、各学校の授業等を見に行くと、最近は自分たちの意見を共有する場面でも活用が進んできている。そこに留まらず、さらにさまざまな提案等をしてくれている教員もいることから、そのような活動が共有できるような場を、(2)の教職員の指導力向上研修等の中でつくりながら、さらにそれらが子どもたちに反映できるような取り組みにしていきたいと考えている。

○橋本委員

目標2-I.-①の「協働活動の充実」が、各学校の教育現場でどういうかたちで反映されるのがベストだと考えているか。各学校で取り入れられる必須プログラム的なものになるのか。

○岡部学校教育課長

令和4年度を通じて、学校運営協議会で熟議を重ね、各校で、学校地域連携カリキュラムを作成している。その中で、各地域に合わせた取り組みも具体的に考えている。それを協働活動の充実とともに進めていきたいと考えている。作成したカリキュラムの実証を含めて進めてまいりたいという意味である。

〇橋本委員

意見だが、働き方改革の観点から、それをすることにより、現場の先生方にとって負担が増えないよう、また、協働活動を通して働く時間が少しでも少なくなるような取り組みというのも一つの視点として進めていってもらいたい。

〇田邊委員

目標5-1. について、第2期高島市スポーツ推進計画に基づきとあるが、スポーツを「しる」というものの具体例はなにか。どういう理解をしたらいいか。

〇森本市民スポーツ課長

「する」、「みる」、「ささえる」については、国の第3期の基本方針に則ったものである。「しる」については、新学習指導要領に「しる」という文言が入っており、市の第2次総合計画の4本柱にもなっている。情報化の時代であるので、「みる」ところまではいかないが、「しる」ことにより、スポーツを理解するというか、そういう視点かと思われる。

○木下教育総務部長

第2期高島市スポーツ推進計画の p.50 にも具体的に書かせていただいているが、「する」にしても「みる」にしても、例えば本日、WBCの決勝戦があり、皆さんこの時間にやっておられることを知っておられるので、たくさん見られた方もいらっしゃるかと思う。そういう情報発信等を市が積極的に行っていくことで、どんなスポーツかということを知っていただく。具体的には、そういった情報発信に広く取り組んでいくという意味で挙げさせてもらっているところである。

【採 決】 可決

議第 | 4号 第2期高島市スポーツ推進計画の策定について

【説 明】 森本市民スポーツ課長

本議案は、平成25年度に I 0年間の計画期間をもって策定した「高島市スポーツ推進計画」が 令和4年度末をもって計画期間が満了するため、新たに「第2期高島市スポーツ推進計画」を策定 するにあたり、教育委員会の議決を求めるものである。

本計画は、スポーツ基本法第 I O 条第 I 項の規定に位置付ける「地方スポーツ推進計画」として、 本市のスポーツ推進に関する基本的な考え方を整理し、目標や施策の方向性を示す本市スポーツ推 進における基本計画である。

計画の策定にあたっては、国の第3期スポーツ基本計画、滋賀県の第3期スポーツ推進計画、高島市の第2次総合計画を踏まえ、今後予想される社会情勢やスポーツ政策の動向を的確に対応するため、令和5年度から令和9年度までの5か年計画としている。

本計画では、基本理念を「高島で、だれもが・いつでも・気軽に」スポーツに親しめる生涯スポーツ社会の実現を目指すこととして、4つの基本方針、36の施策を展開していくものである。

特に5つの項目(赤字)を重点に、スポーツを「する」、「みる」、「ささえる」、「しる」ための環境づくりを関係団体等と連携しながら、この計画の実現に向け進めていくこととする。

本計画策定の経緯として、昨年5月24日に高島市教育委員会より高島市スポーツ推進審議会に諮問を行い、この間、審議会を5回、ワーキンググループ会議を2回、市民359件の意識調査および関係団体 | 22件のアンケート調査を基にして、高島市のスポーツの現状と課題を整理しながら審議会で議論を重ねた。その結果、昨年 | 1月 | 4日には、高島市スポーツ推進審議会から高島市教育委員会に答申をいただき、その後、 | 1月2 | 日開催の教育委員協議会におきまして、答申案について教育委員の皆さんにご説明申し上げ、本年 | 月に高島市教育委員会として計画素案としてとりまとめさせていただいたところである。その後、本年 | 月23日には高島市議会全員協議会にご説明し、その後、 | 月24日から | か月間、市民の皆さんにパブリックコメント手続きを経て、この度計画案として提案させていただくもの。計画内容については、昨年 | 1月2 | 日開催の教育委員協議会説明資料から一部字句の訂正およびレイアウトなどの体裁の修正は行っているものの、基本方針など計画の根幹をなす部分には変更はないため、説明は省略とさせていただく。

【質 疑】 なし

【採 決】 可決

報告第2号 令和5年3月高島市議会定例会一般質問の概要について

【説 明】 木下教育総務部長、饗庭教育指導部長

〇木下教育総務部長

森脇議員から「中学校部活の地域移行は新たな可能性を含んで進んでいくのか」ということで、 5点の質問があった。

まず、1点目の「現在の平日、休日部活動の活動状況について」は、活動時間は、平日は概ね2

時間以内、土曜日・日曜日などの週休日は、概ね3時間以内とし、平日の1日と週休日のいずれか 1日の、週2日以上を休養日としていること、指導については、教職員が担当しているが、技術的 な指導が必要な場合には、外部指導者が教職員の指導の支援をしていること、活動内容は、基礎的 な技能の習得から応用的な内容へと、活動の質的向上を図るため、計画的に取り組んでいると答弁 した。

2点目の「市は、国や県の方策や動向を、どのように捉え、意見提言をしてきたか」についてはで、学校部活動の地域連携や地域クラブ活動への移行を進めるためには、関係団体等との連携や、指導体制の確立、活動場所や予算の確保などが必要であることから、国へは、昨年6月29日、全国市長会を通じて、「運動部活動の、地域移行に関する、緊急意見」をスポーツ庁に、提出したこと、県へは、昨年9月16日、滋賀県市長会を通じて、早急に課題を整理し、運動部ならびに文化部の活動の、地域移行について、市町と協議の上、県の方針を示し、主体的に取り組まれるよう、知事に対して要望書を提出したと答弁した。

3点目の「休日における学校部活動から地域クラブ活動への移行について、市教委はどのような方向性を持っているか」については、少子化が進展する中、学校部活動を、従前と同様の体制で運営することが難しくなってきていること、学校の教員が顧問を務める、これまでの指導体制を継続することは、学校の働き方改革が進む中で、より一層厳しくなることから、生徒の豊かなスポーツ・文化芸術活動を実現するためには、学校と地域との連携・協働により、持続可能な活動環境を整備することは必要であると答弁した。

4点目の「休日における新たな地域クラブ活動の受皿となるスポーツや文化芸術の状況をどう把握し、子どもたちの休日活動の可能性をどのように考えているか」については、当市でも、多くのスポーツ・文化芸術団体が様々な活動をされているが、中学校のすべての部活動を受け入れていただくには、解決しなければならない、様々な課題があると答弁いたしました。また、休日の学校部活動の地域連携や、地域クラブ活動への移行によって、子どもたちが「チャレンジしたい」と思う活動の選択肢が増えること、より専門的な指導を受けることが可能になること、学校の教育活動以外での交流が生まれることなど、中学生の豊かなスポーツ・文化芸術活動が保障できる望ましい環境が創出できるものと考えていると答弁した。

最後に5点目の「市として来年度以降の具体的取り組み」については、まずは休日の学校部活動について、令和5年度に、学校や地域、関係団体等からなる協議会を立ち上げ、必要に応じて当事者である子どもや保護者、関係者等へのアンケートやニーズ調査等も行いながら、情報を収集、共有し、課題を協議してまいりたいと答弁した。

再質問では、地域移行で、経済格差が新たに発生しないか、と問われたので、次年度設置する協議会では、地域クラブ活動に係る施設使用料や参加費用への支援も含め、学校部活動の地域移行に係る課題を共有し、今後のスポーツ・文化芸術環境の在り方等を協議すると答弁した。

次に、藍原議員から「安心で安全な子育て環境の整備について」ということで、4点の質問があり、うち、4点目の質問に答弁した。

奨学金の代理返還についての質問であったので、奨学金返還者、企業の双方にメリットがある制度であると認識していること、教育委員会としても、未来を担う若者のため、市の育英資金にかかる奨学金代理返還制度について、調査研究していくと答弁した。

次に、中川議員から「高校授業料の無償化について市ができることは」ということで「市が高校 生の授業料無償化の独自策に踏み込むべきでは」との質問だったので、本市は、子育て支援として、 小中学校の給食費負担金や保育料の無償化、あるいは中学校卒業までの医療費の無償化などの独自支援を行っており、高校授業料無償化の独自支援策は行っていないこと、高等学校等への進学に際しては、「高島市子ども・子育て支援あくしょん・ぷらん2020」で、子育て家庭に対する経済的支援の充実として「奨学制度による支援」を掲げており、経済的な理由により高等学校等や大学等で学ぶことが困難な子どもに対し、就学の希望が叶えられるよう、引き続き育英資金の活用を推奨していくこと、今後も、どのような施策や支援を行うことが、子どもの支援になるのか、また、将来の高島市の持続的発展につながっていくのかを慎重に見極め、国や県の動向を注視しつつ、調査研究を進めると答弁した。

再質問では、「慎重に見極める」、「調査研究を進める」時間については、市はどのような認識でいるのかと問われたので、市の施策については、必要な時期に、スピード感をもって最も効果的・効率的に進めていかなければならない一方で、限られた財源の中で、行政として公平性ならびに事業の有効性を十分に調査したうえで進めていかなければならないと考えていると答弁した。

次に、板持議員から「高島市スポーツ推進計画を進めるにあたって」ということで、6点の質問があった。

Ⅰ点目の「週末の体育施設における雨天時用の予約方法について」は、スポーツ合宿の利用ニーズを鑑み、一部施設において夏休み期間中の学校部活動の雨天時用予約を控えていただいていること、今後は各利用団体間のバランスを考慮しながら、施設の体制を整えていくと答弁した。

2点目の「指定管理者制度の導入について」は、施設の直営管理に比べ、運営内容等のサービス 面の充実や利用者数、施設稼働率の向上等が期待されることから、第2期高島市スポーツ推進計画 では、直営施設の管理運営方法について指定管理者制度の導入を検討することとしていることから、 今後、総合的に判断してまいりたいと答弁した。

3点目の「成人の週 | 回以上の運動やスポーツ実施率の目標を達成するために軸となる具体的施策について」は、計画では、スポーツによる健康づくりを推進することとしており、ウォーキングから始める運動と併せて健康管理アプリ等を活用した運動習慣の強化、グラウンドゴルフ等のニュースポーツの推進や、身近な地域での運動機会づくり、職場でのラジオ体操の推進など、市民の自発性の下、運動・スポーツ実施率を引き上げていこうとするものであると答弁した。

4点目の「スケートボードなどの練習場や環境を充実させることについて」は、市内の民間施設でもスケートボードや自転車BMXの練習場など新たなニーズに応じた環境の充実を検討されているところもあるように聞いているので、今後も情報収集に努めると答弁した。

5点目の「高島の自然を味わい、楽しんでコミュニケーションをとりながら作業をするものを、スポーツと捉えていくよう市として盛り上げていけないか」については、計画における「スポーツ」とは、競技スポーツに加え、比較的軽い運動、健康づくりや体力づくりなどの目的意識を持った身体活動を含むものとしており、「農作業の草刈り」や「雪かき」は、身体活動を伴うが、一概にスポーツと捉えることは難しいと考えていること、一方、新年度には、「スポーツの可能性を広げる新しいウォーキングイベント」を協働提案事業で実施することとしており、スポーツの新たな可能性について、調査研究していくと答弁した。

最後に6点目の「スポーツ推進審議会の委員構成に、民間からも公募が必要と考えるがどうか」 については、現委員の任期とその必要性を見据えながら、調査研究していくと答弁した。

再質問では、「第2期高島市スポーツ推進計画の素案についてのパブリックコメントは、どのような意見が出されたか」と問われましたので、「小・中学生の体力向上」や「運動部活動の地域連携

や地域クラブ活動への移行の段階的推進」のほか、「高島市スポーツ推進審議会の委員構成」などについて、ご意見をいただいたと答弁した。

教育総務部関連の一般質問の概要報告は、以上である。

○饗庭教育指導部長

早川浩德議員から、「新型コロナウイルスの2類相当から5類への分類の変更やマスク緩和など に伴う本市の対応について」5つの質問が出された。

そのうち、5点目の「感染症分類の変更やマスクの緩和に伴う学校の感染症対策」については、国の新型コロナウイルス感染症対策本部は、4月1日以降、「学校教育活動の実施にあたっては、マスクの着用を求めないことを基本とする」と示しており、それまでは、卒業式を除き、従来通りとされている。なお、4月1日以降の留意事項ならびに5月8日の5類移行後の学校の感染症対策については、今後示される予定の文部科学省の方針に基づき、市の対応方針を定めて、児童生徒や保護者の皆様にお知らせすることとしていることを健康福祉部長から答弁した。

再質問として、「小中学校の卒業式におけるマスク着用に関する対応はどのようにされるのか。」 と質問が出されたので、卒業式におけるマスクの取り扱いについては、文部科学省が示した方針を 踏まえ、各小・中学校に指示したところで、4点の基本的な考え方を示して、各地域や学校の実情 に応じて卒業式を適切に実施するよう、2月24日の臨時校長会議にて指示伝達を行ったと答弁し た。

次に、今城議員から、「足育」の推進についての質問が出された。

I点目の「小中学生を中心とした子どもの体力や運動能力の向上および健康の増進にとって、足育の重要性をどのように考えるか」について、 令和4年 I 2月に、スポーツ庁より発出された「令和4年度全国体力・運動能力、運動習慣等調査結果のポイント」では、「I週間の総運動時間の減少や朝食欠食、睡眠不足、スクリーンタイム、いわゆるテレビやスマートフォン、ゲーム機等の映像の視聴時間の増加など生活習慣の変化が体力・運動能力の低下の要因と分析されており、今回の調査からは、足育と体力・運動能力とを関連づける分析結果を見出すことができないことから、足育に特化した重要性を論じることは難しい状況である。」と答弁いたしました。

次に、2点目の「足圧の測定などによって、浮き指や偏平足の状況を把握してはどうか」については、「今のところ『足圧測定』を検査項目に加える計画はないが、引き続き、学校保健安全法施行令に基づく検査項目にしたがって健康診断を実施し、児童生徒の健康の保持・増進に努めてまいりたいと考えている。」と答弁した。

次に、3点目の「市として足育を進めることについて」であるが、「本市においては、足も含むからだ全体の身体運動にかかわる骨、筋肉、関節、神経などの総合的な成長・発達を促し、その学齢に応じた体力の向上と生涯にわたる健康づくりに資するよう、これまでから保健体育や学級活動の授業、運動会や校外学習などの学校行事を通して取り組んでいるところである。今後とも、小中学生の健康の保持・増進、体力や運動能力の向上に、鋭意取り組んでまいりたいと考えている。」と答弁した。

次に4点目の「小中学校における望ましい上履きについて」であるが、これまでから、各学校の 実態に即して十分に検討され、判断されてきた経緯があることから、「教育委員会として、小中学校 の望ましい上履きやそのための経費負担について検討を始めることについては、慎重を期す必要が あると考えているところである。」と答弁いたしました。 再質問の4つ目として、「スリッパを上履きとして使用することは、地震が発生した時などの災害時には危険であると考えるが、どのようにとらえているか。」と質問が出されたので、「上履きの種類によっては、防災や避難の際の危険性を指摘されることも承知している。上履きについては、各学校の実態に即して検討され、総合的に判断されてきた経緯がある。教育委員会としては、議員仰せの防災の視点も含めて幅広い視野で情報を収集し、研究してまいりたいと考えている。」と答弁した。

次に、山下議員から「安心・安全な子育て環境の整備、支援について」として、スクールバスに 関する2つの質問が出された。

I点目の「置き去り事故発生後に出された通知において、安全対策の徹底はなされたか」について、「小中学生の登下校で使用するバスについては、市が運行を委託している民間バスまたは路線バスのいずれかであることから、委託している民間のバス会社に対し、安全管理体制を徹底していただくよう指示をさせていただいたところである。」と答弁した。

2点目の「どのようなタイプの安全確認装置を設置する計画か」については、「小中学校のスクールバスについては、安全装置を装備することが義務づけられていないことから、現時点においては、設置する予定はない。市が運行を委託している民間のバス会社では、登下校いずれの場合においても、児童生徒が全員降車した時点で車内点検を行い、さらには車庫に戻った際にも車内点検を行うなど、安全な運行に努めていただいているところである。」と答弁した。

次に、同じく山下議員から「今後の I C T 教育のあり方について」として、4 つの質問が出された。

そのうち4点目の「市教育委員会としてのICT教育推進の方針について」は、「児童生徒がICT機器を文房具として自由な発想で活用し、情報活用能力等、学習の基盤となる資質や能力を高めることを目標としており、とりわけ、I人I台のタブレット端末を効果的に活用することにより、児童生徒の学び方を改革し、個別最適な学びと協働的な学びの充実を図ってまいりたいと考えている。」と答弁した。

そのほかの答弁内容や再質問の詳細については、資料のとおりである。 教育指導部からの報告は以上である。

【質 疑】 なし

閉会 教育長が第3回定例会の閉会を宣言